産業経済

農業委員会事務局(産業振興課内) TEL 84 — 0317 産業振興課 TFL 84 — 0317

農業・あじさい

農業

●農地の所有権移転と転用

農地を農地のまま所有権移転する場合や、農地を相続 した場合、農地を転用する場合は、許可または届出が必 要となります。このような予定のある方は事前に農業委 員会(産業振興課内)にご相談ください。

※農業委員会へ代理人の方が手続きする場合には委任状が必要になります。

※農業用倉庫の建設などで農振農用地の用途変更など をお考えの方は産業振興課へご相談ください。

農地法

- 農地を農地のまま所有権移転する場合 (第3条)
- ・全て→町農業委員会の許可
- 農地を相続した場合 (第3条の3)
- ・全て→町農業委員会への届出
- 自分の農地を自分で転用する場合 (第4条)
- ・市街化区域→町農業委員会への届出
- ・市街化調整区域→町農業委員会経由で県許可
- 農地の所有権を移転して転用する場合や他人に貸 すために転用する場合(第5条)
 - 市街化区域→町農業委員会への届出
 - ・市街化調整区域→町農業委員会経由で県許可

●農地に関する証明

耕作証明、届出受理通知済証明、許可済証明など農地に関する証明は農業委員会で発行します。費用は証明 1件につき 300 円です。

●農地の貸し借り(市街化区域を除く)

農地を貸し借りする場合には、町に申出を行い農地の 「利用権」の設定を受けてください。申出時の必要書類は 産業振興課にあります。

≪利用権とは≫

高齢や仕事の都合など、農地を貸したい方が、経営を拡大させたい農家に農地を貸し出すもので、農地法の許可が不要で手続きも簡単です。貸したい人と借りたい人との間に公的機関である農地中間管理機構が入ります。貸した農地は期限になると離作料を支払うことなく、解約の手続きをしなくても必ず返却されます。また、更新により継続して貸すこともできます。

●ふれあい農園

町には、足柄大橋のやや上流に3か所(九十間裏農園・九十間裏南農園・榎下農園)、円通寺に1か所(円通寺農園)の合計4か所のふれあい農園があります。ふれあい農園は農家ではない町民の方に農業に触れていただくためのものです。空き区画ができたときにおしらせ版で利用者を募集しています。

利用料金は、年額 2,000 円 (区画面積 30m²)、2,500円 (同 40m²)です。

利用対象者は、開成町にお住いの方で耕作農地をお持ちではない方です。

あじさい

●あじさいの里親

町の花 「あじさい」が碁盤の目状に咲き誇るあじさいの 里。このあじさいの里のあじさいを住民や企業、学校な どが受け持ち区間を決めて、文字どおりわが子のように 管理する取組みがあじさいの里親制度です。町最大のイ ベントあじさいまつりの開催前など年数回の除草作業や あじさいの剪定をしていただきます。







產業経済

勤労者・中小企業支援

中小企業等支援制度

●開成町勤労者住宅資金利子補助金制度

勤労者 (サラリーマン) の豊かで計画的な生活設計を支援するため、勤労者住宅資金利子補助金制度があります。この制度は、町内に居住する勤労者が中央労働金庫神奈川県内店舗から住宅資金の融資を受けた場合、支払利子の一部を町が補助する制度です。

- ・資格要件
- ○利子補助申請時において町内に居住し、かつ同一事 業所に1年以上勤務している者
- ○自己が所有し、かつ自ら居住する住宅を町内に新築・増築・改築または購入する者
- ・限度額及び補助期間
- ○借入金の300万円以内を限度額とする
- ○年利 2%以内を補助する
- ○補助金額は、返済初回から3年間とする
- ・その他
- ○資格及び住宅の所有権等に変更があった場合は、利 子補助を取り消しまたは、返還していただくことがあ ります。
- ・問い合わせ

中央労働金庫小田原支店

TEL 24 - 3322

●開成町中小企業小□資金融資制度

町内の中小企業を経営されている方々の育成・振興を図るため、中小企業小口資金融資制度を設けています。

・資格要件

町内に店舗・工場を持つ中小企業者(資本金の額または出資の総額が3億円(卸売業に属する事業を主たる事業として営むものについては1億円、サービス業または小売業に属する事業を主たる事業として営むものについては5,000万円)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人(卸売業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては100人、小売業に属する事業を主たる事業として営むものについては50人)以下の会社及び個人。)で、次の要件に該当する方。

- ○町に1年以上居住し、かつ1年以上同一事業を継続 して営んでいること
- ○町税の納税義務者であって、町税を滞納していない こと
- ○返済能力があること
- ○この制度による資金融資の保証人になっていないこ と

- 資金使途及び限度額
- ○1企業1□とする
- ○運転資金500万円、設備資金及び運転設備併用資金800万円
- ・融資期間
- ○運転資金は5年以内
- ○設備資金及び運転設備併用資金は7年以内
- ・返済方法
- ○融資の日から6月以内の据置きとし、一括または月 賦返済
- ・保証人
- ○法人が利用されるときは、代表者の連帯保証が必要です。
- ・信用保証
- ○神奈川県信用保証協会の信用保証をつけていただき ます。

保証料は、全額町が補助します。

・取り扱い金融機関(申込先)

さがみ信用金庫開成町支店

TEL 82 - 2391

中栄信用金庫開成支店

TEL 83 – 3366

●中小企業退職金共済制度奨励金補助金

町内に事業所を有する中小企業の従業員の福祉の向上 と雇用の安定を図り、併せて中小企業の振興に資するため、中小企業退職金共済制度に加入している企業に掛金の一部を補助する制度です。

- ·補助対象者
- ○町内において1年以上継続して事業を営んでいる中 小企業者
- ○町税の納税義務者で、町税を滞納していない者
- ・補助金の額

補助金の額は、共済契約者が雇用する従業員1人につき、その者のために支払った掛金の10%以内の額(掛金月額5,000円を超えるものについては、5,000円として算定します。

(限度額:月500円×12月=6,000円/年)

・補助の期間

共済契約者 (従業員ごとに) が共済契約を締結した日の属する月から起算して 60 か月間です。

例) 令和5年4月に加入: 令和5年4月~令和10年3月 ※最初の申請が遅れた場合でも、加入した月から60か月 (5年) となります。